

## 第2次小千谷市人権教育・啓発推進計画(案) パブリックコメント実施結果

### 1 パブリックコメント実施状況

(1) 募集期間 令和6(2024)年2月22日(木)～3月18日(月)

(2) 募集結果 提出件数(人数)：37件(5人)【参考：前回(H31(2019)年)提出件数(人数)：6件(2人)】

### 2 意見等の概要と意見等に対する考え方

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P3 計画改定の背景 (2) 国・県の動向	合理的配慮の提供が義務化されます。 …の後に 女性支援法の施行が2024年4月より行われることを記述した方が良いと思いますがいかがでしょうか。	「また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024年(令和6年)4月から施行されます。」の文言を追加します。	有
P3 計画改定の背景 (2) 国・県の動向 P41 外国人住民等 P49 その他の人権問題 (ヘイトスピーチについて)	ヘイトスピーチ法の実態を示すべきではないでしょうか。 日本人は外国人に対してとても寛容だと思う。ヘイトスピーチ法は日本人だけが取り締まりの対象になり、結果的に日本人の言論を封殺している法律であり、日本人に対する人権侵害法だと考える。ヘイトスピーチ法が日本人だけを取り締まりの対象にしていることを知らない人も居るかもしれないので、本計画の中でもそうした事実も示すべきではないでしょうか。 一方で、ヘイトスピーチ法は理念法であるにも拘らず、それを盾にとつて罰則付きのヘイトスピーチ条例を制定した地方自治体があるようですが、小千谷市はそのようなことは絶対にしないでいただきたい。 むしろそれとは反対に、小千谷市では、一般の日本人へのヘイトスピーチも禁止する条例を作ることはできないものか。	本計画は、国の法律についての見解を示す場ではありません。なお、本市では条例の制定は予定していません。	無
P3 これまでの小千谷市の取組	本人通知制度などを行っている目的を「身元調査を防ぐため」などと記述した方がよいと考えますが、いかがでしょうか。	「身元調査を防ぐため」の文言を追加します。	有

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P3 これまでの小千谷市の取組	<p><b>下線</b>の文言を挿入していただきたい。(理由：市民が本人通知制度等が何を目的に進められているのかわからないので。)</p> <p><b>身元調査を防ぐために</b> 2016年(平成28年)からは本人通知制度を導入し、<b>戸籍謄本や</b>住民票の写しなどの不正請求や不正取得の抑制と個人の権利侵害の防止を図っています。</p>	「身元調査を防ぐため」及び「戸籍謄本や」の文言を追加します。	有
P8 調査結果の分析	<p><b>下線</b>の文言を挿入していただきたい。</p> <p>人権全般について【前回調査との比較】・人権や差別問題について「少し関心がある」「関心がある」の回答と合わせると75.8%となり、関心の高さが伺えるものの、前回調査(78.2%)と比較するとやや減少した。<b>また、関心がない、あまり関心がないが増加に転じていることも懸念される。</b>2022年度目標値(85.0%)は達成できませんでした。</p>	「また、関心がない、あまり関心がないが増加に転じていることも懸念されます。」の文言を追加します。	有
P8 調査結果の分析 (1) 人権全般について	調査結果の分析について、「関心がない」などが増加していることに対する記述を加えた方がいいと考えますが、いかがでしょうか？		
P10 子どもの人権について 【計画改定への方向性】	「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある」と回答した割合が大きく減少しました(24.5%→11.8%)。とあるが、しかし、11.8%の数字が出るのは驚きです。減少だけに言及せず、まだまだ人権侵害を認める根強い結果が出たことを反省、改善していくことを言及する必要があるのではないのでしょうか。P20の(2)今後の取組にも反映させてほしい。「CAPにいがた」などの機関との連携を図り、具体的なワークショップを取り入れる必要があるのでは。	いただいたご意見も参考に、今後も乳幼児や児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進、教職員や保育士等の人権に関する意識向上・意識高揚を図るための研修機会の充実に努めてまいります。	無
P12 障がいのある人の人権について 【計画改定への方向性】	障害のある人の人権について、「市民の差別意識克服のための啓発・教育を進めること」「障害を持つ人の自立支援のための支援体制整備」などについて記述した方がいいと考えますが、いかがでしょうか？	【計画改定への方向性】について、「障がいのある人(当事者)の人権に関する啓発強化及び障がいや障がいのある人に対する理解の促進、差別の解消が必要であると考えます。また障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立や社会参加のための支援体制整備が必要であると考えます。」の記載に修正します。	有

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P12 障がいのある人の人権について【計画改定への方向性】	障がいのある人（当事者）の人権に関する啓発を強化する必要があると考えますだけでは、抽象的ではないでしょうか。「啓発教育の強化進めるとともに障がい者の自立支援の更なる体制支援の整備を進めます。」という当事者のエンパワーメントになるような文言が必要だと思います。	【計画改定への方向性】について、「障がいのある人（当事者）の人権に関する啓発強化及び障がいや障がいのある人に対する理解の促進、差別の解消が必要であると考えます。また障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立や社会参加のための支援体制整備が必要であると考えます。」の記載に修正します。	有
P13 同和問題について	同和問題について、40代以降の啓発について、市民啓発や企業内での同和教育研修など、踏み込んだ記述が必要と考えますが、いかがでしょうか？	具体的な手法については、本計画を基に毎年度作成する実施計画の中に盛り込みます。	無
P13 同和問題について【計画改定への方向性】	これらの世代への同和問題の啓発を、生涯学習などを通じてさらに取り組む必要があると考えます。➡具体的に言及する必要があるのではないのでしょうか。数字が大いに伸びた「学校教育」や「相談・支援体制」を具体的にどう充実させるのか。また、これらの世代などにどう啓発していくのかとして、市民啓発や企業内同和教育研修や生涯学習などを通じてなどといった文言が必要ではないのでしょうか。➡さらに、P 21～24 の今後の取組では抽象的で効果がないように感じる。他市町村や他県の先進的な取り組みを取り入れる必要があるのでは。	1点目➡P40の「今後の取組」の中で、学校教育、市民啓発や事業所への啓発について記述しています。具体的な手法については、本計画を基に毎年度作成する実施計画の中に盛り込みます。 2点目➡1点目同様、本計画を基に毎年度作成する実施計画の中で、他自治体の先進的な取り組みを参考に盛り込みます。	無
P16 インターネット上での人権侵害について	【前回調査との比較】のところで、数字の増加には、「インターネットの差別的な書き込みやエコーチェンバー的拡散の状況は深刻で、部落問題はじめ、子どもの人権、女性の人権、外国籍住民の人権など、問題が指摘され大幅に数値に表れています。」などの文言が必要では。 【計画改定への方向性】SNS等の利用拡大により、より実効性のある教育・啓発について <b>多岐にわたり専門性を伴った検討を強化する</b> 必要があると考えますなどの文言が必要ではないのでしょうか。また、P 47 の今後の取組にも権利擁護の専門家による研修などが必要では。	「多岐にわたり専門性を伴った検討を強化する」の文言を追加します。	有

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P16 インターネット上の人権侵害について	インターネット上の人権侵害について、様々な侵害の問題があることが分かっていますが、被害者が自死に追い込まれたり、裁判に訴えざるを得ないなど、深刻な人権侵害の実態と法整備の遅れが指摘されていることなどについて記述した方がいいと考えますが、いかがでしょうか？	P46の「8 インターネットでの人権侵害」の(1)現状と課題の2段落目に次のように追加します。「そして、被害者が自死に追い込まれたり、裁判に訴えざるを得ないなど、深刻な人権侵害の実態と法整備の遅れが指摘されています。」	有
P18 て 性的マイノリティの人権について 【計画改定への方向性】	「LGBTQの方々の人権は、近年、急速に顕在化してきた問題であり」との文言ですが、これでは、LGBTQの当事者が問題のように受け止められる。「LGBTQの方々の人権侵害は」や「LGBTQの方々の人権尊重は、近年、急速に顕在化してきた問題課題であり」の文言が良いのではないのでしょうか。	「LGBTQの方々に対する人権侵害は、近年、急速に顕在化してきた課題であり」に修正します。	有
P18 て 人権を守るための活動について 【前回調査との比較】	身元調査を「ある程度はしかたがない」または「当然のことだと思う」と肯定する回答は、前回と比較して6.4%減少したものの、いまだ全体の49.7%を占めており、2022年度目標値の45.0%を下回ることはできませんでした。➡当事者にとっては、素直に、恐ろしい数字。目標数値の45%も高い数字でどうかと思う。しっかり検証・改善してほしい。	目標値を、令和4年度の「45.0%未満」から更に改善するため、令和9年度は「40.0%未満」に設定しました。第2次計画を進める中で、改善につながるよう努めます。	無
P20 学校等における人権教育の推進	「かかわる同和教育」の文言がありますが、用語の説明が必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。	用語の説明として、※で次のように表記します。 「かかわる同和教育」とは、教職員が、様々な課題を抱える幼児児童生徒や保護者と時間をかけて話し合い、家庭訪問や地域訪問を繰り返しながら教師自らの問題と位置付け、共に生きようとする事。	有
P26 女性の人権	LGBT法の成立によって、生物学的女性の人権が侵害される事案がある、との指摘に触れるべき。今後、「女性」と「性的マイノリティ」の人権が対立する場面を本計画ではどう取り扱うのでしょうか。 【例】女性スポーツにジェンダー女性（生物学的女性ではない女性）の参加を認めたために、生物学的女性が太刀打ちできない状況がある。あるいは、男性生殖器を付けたままのジェンダー女性が女性施設に入るなどのことで生物学的女性の人権が脅かされるとの情報を目にします。	本計画では、性別を問わず全ての市民の人権が尊重され、差別されないことを目指しております。	無

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P26 女性の人権 (今後の取組)	意識調査でも深刻なジェンダーギャップの改善は進んでいません。市役所内の男女職員の賃金格差（会計年度任用職員の 8 割が女性）や管理職の女性登用の推進はじめ、企業や町内会での女性登用や職場環境の改善は意識調査で示されている通り、大きく改善していかない限り、若い女性の転出超過を止め、移住や I Uターン増は望めません。男女共同参画条例の制定が必要となるのでは。明確な目標と準備を明確する必要があると考えます。	条例の制定については、現行の第5次男女共同参画プランの検証の中で、研究課題としていきます。	無
P27 子どもの人権について P29 (今後の取組)	同じく人権に関する市民意識調査において、いじめの問題について「いじめられる人が悪い」、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある」を合わせた回答の割合は、前回調査の 25.4%から 12.0%と大幅に減少しました。これは、学校等におけるいじめ根絶に向けた取組が奏功しているものと思われます。➡まだ、12%も数値があるのは本当に驚くべきこと。いじめという人権侵害を軽視している。しっかり検証・対策すべきであり、新発田市の教育委員会のように全小中学校に C A P にいがたのワークショップを採り入れるなど、具体策が必要ではないでしょうか。	いただいたご意見も参考に、今後も乳幼児や児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進、教職員や保育士等の人権に関する意識向上・意識高揚を図るための研修機会の充実に努めてまいります。	無

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P36 同和問題	<p>小千谷市民が誤認するような記述はすべきでないと考えます。「同和対策事業特別措置法」は、2002年にその役割を終えて失効したが、本計画の書き方だと、その法律があってさらに「部落差別解消推進法」が制定されたのだ、部落差別は深刻化しているのだ、という印象を与えます。こうした書き方が、いつまでも同和問題を存在させる原因にもなっているのでは。「部落差別解消推進法」に書かれていることは、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現しましょう」、小千谷市は「地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」ということだと思います。ことさら「認知度が低く周知する必要がある」と小千谷市民が差別主義者であるかのように大上段に構えるのではなく、本計画に“さらっと”そう書けば済むのではないのでしょうか。</p> <p>部落差別解消推進法に「地域の実情に応じ」との記述があるが、本計画も小千谷市における部落差別の実情に基づいたものであるべき。小千谷市における部落差別の実情も知りたいところです。</p>	<p>「部落差別解消推進法」及び本計画に基づき、対応を進めます。小千谷市における部落差別の実情についても、本計画に基づき、教育と啓発に努めていきます。</p>	無
P36 同和問題	<p>答申を受けて1969年特別措置法から50年を経過していますが、この間の取組は何をしてきたのかを総括することが求められている。懇談会では議論はあったのでしょうか。</p> <p>小千谷市の人は、同和地区の指定を行わなかったことについて、同和地区の事業に反対したからと言っているが、行政の立場で説得できなかったのでしょうか。答申では「未解決に放置することは断じて許されない…。早急な解決こそ国の責務である」としています。地区指定して事業を行っていたら環境改善だけでなく市民の意識も大きく高揚していたと思われる。その反省等も記録に残してもらいたいと思います。</p>	<p>2段落目の「さまざまな事業」を「同和対策事業」とし、注釈として説明と経緯を追加します。</p>	有
P36 同和問題 (12行目)	<p>「寝た子を起こすな論」について、答申では「寝た子を起こすな」式の考え方で、このまま放置しておけば社会進化に伴い、いつとはなく解消すると主張することは同調できないとしています。単なる論より強い言い方かと思うので、一考願いたい。</p>	<p>答申での見解を注釈として追加します。</p>	有

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P36 同和問題 (14行目)	インターネット上の差別の発生とありますが、見方を変えて、小千谷市民がネットの記事を見て差別をするという結果になるということを想定してもらいたいし、市民に訴えていく必要があるのではないのでしょうか。要は、市民の同和問題・部落差別の理解がまだ不足していることから、差別意識を容易に受け入れてしまうということを理解してもらいたい。	P46の「8 インターネットでの人権侵害」(2)今後の取組の中で、市民への啓発に努めることとしています。	無
P36 同和問題 (26行目)	「市民に対する啓発が必要です」とありますが、「市民に対する教育と啓発が必要です」ではないのでしょうか。	「市民に対する教育と啓発が必要です」に文言を修正します。	有
P40 同和問題への理解を深める教育・啓発の推進	人権啓発研修会、講演会につきまして、今日的なテーマは ① インターネット差別に対して如何にたたかうか。 ② 被差別部落の形成史に関するもの。…意識調査の結果を見ますと、部落差別は「穢れ」思想に関係しているようです。ここを解き明かすことにより、被差別部落の人びとに対する差別がいかに不当なものかが明らかになるのではと考えます。 そして、これらの研修会、講演会の頻度は年2回は必要かと考えます。	研修会、講演会について「年2回以上」の文言を追加します。①②のテーマにも対応できるよう努めます。	有
P40 同和問題への理解を深める教育・啓発の推進	教職員に対しては具体的に年2回以上の研修とありますが、行政職員に対しても具体の回数等の設定があるべきだと思いますがいかがでしょうか。	「年2回以上」の文言を追加します。	有
同和問題への理解を深める P40 教育・啓発の推進 (6行目)	保護者に対して「啓発」としていますが、「教育」でいいのではないかと思います。正に「人権教育」です。教育というと学校教育という考え方があるのではないですか。市民への人権、教育・啓発という視点で考えるべきだと思います。	P20(2) 今後の取組に「保護者に対する人権教育」とあるため、「教育」に修正します。	有
同和問題への理解を深める P40 教育・啓発の推進 (7行目)	職員の資質向上でいいのですが、市民への教育・啓発を実践する体制の強化が求められているのではないのでしょうか。部外講師や知識人に対するの依頼ではなく、行政として教育・啓発を実践する体制が必要だと思います。	行政として教育・啓発を実践する体制を整えるためには、職員の資質向上に取り組む必要があり、そのために、計画(案)に記載のとおり、職員に対しての研修や講演会等の学習機会を設けることにより職員の資質向上を図ってまいります。	無

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
同和問題への理解を深める P40 教育・啓発の推進 (10行目)	「理解を深められるよう」とありますが、教育・研修・啓発で市民の差別意識に対して変革を求めていくのが同和教育の解決だと思います。	「理解を深められるよう」を「差別意識に対して変革を促すよう」に修正します。	有
P41 外国人住民等	アンケートに答えている人にどれだけ外国籍住民等がいらっしゃるのかわかりませんが、計画に外国籍住民等の意見をどう反映させたのか、あるいは反映させていないのか、今後当事者の意見をどうくみとっていくのかは何か言及すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。	アンケート（市民意識調査）の対象者は住民基本台帳から無作為に抽出しており、国籍の設問もないため、回答者に外国人が含まれているかは確認ができません。当事者の意見をどうくみとっていくのかについては、外国人に限らずすべての当事者に関わる課題として計画全体の中で対応していきます。	無
P41 外国人住民等	<p>数年後、人権が脅かされるのは日本人なのでは？  （全体的に）人権よりも信仰を優先する宗教や国がある。イスラム教の教義では、肌をさらしている女性は奴隷女であり強姦してもいいとされる、異教徒は殲滅されるべきである、LGBT は認められずその人たちは攻撃の対象になる、となっている。全てのイスラム教徒が常にそのような行動をするわけではないが、コーラン・ハディースに書かれていることは絶対であるとのこと。（飯山陽著「イスラム教再考」参照）</p> <p>本計画（案）P41 には、本市に住民登録をしている外国人はベトナム・フィリピン・中国・台湾であると書かれていますが、岸田政権の移民拡大政策によってイスラム教圏からの外国人が増える可能性がある。（現在でもすでにイスラム教徒の方々が土葬の土地を求めて大分県で問題になっている。） そうなると、「外国人籍住民等の人権を守りましょう」と書くだけでなく、数年後に備えて本計画でも、「非イスラムの日本人一般の人権を考慮する必要がある」と考える。</p>	本計画では、国籍や宗教等を問わず全ての市民の人権が尊重され、差別されないことを目指しております。	無
性的マイノリティの人権について P48 へ (今後の取組)	県がパートナーシップ制度の導入を表明したことから、同制度の運用における本市の対応を検討します。➡制度の導入は、L G B T Qの方などの人権尊重に大切であり、市民への啓発にもつながると思います。県内他市での制度導入も進んでいます。確実な導入を図るべき。	県が策定する要綱を精査し、市が実施する実効性のある制度設計を整備します。	無

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P49 その他の人権問題	<p>一般人やマジョリティに対する人権侵害もきちんと取り上げるべき。</p> <p>札幌・大阪法務局によるアイヌ問題に関する国会議員への「人権審判認定事件」は、申立者の一方的な主張に基づき、議員本人の意見も聞かず認定され、しかもそれを申立人側がマスコミに公表することによって起こった。何かの企図があるのではないかと指摘する論者もあり、これは申立人・法務局・マスコミ・世論による当該議員への人権侵害だと考える。しかもそれがマスコミ等によって長期にわたって行われていることも取り上げていただきたい。</p> <p>「マイノリティは弱者だから正義であり、マジョリティは悪である」という構図を決めつけて、マジョリティひいては社会全体を否定・攻撃するという流れ（「キャンセルカルチャー」や「批判的人種理論」がそれでしょうか）があり、実際アメリカ社会では白人や白人の歴史自体が否定されているとの指摘もある。マイノリティの人権だけを取り上げることで、マジョリティの人権を蔑ろにしてはいけないと考える。</p>	<p>本計画では、マジョリティ、マイノリティや国籍等を問わず全ての市民の人権が尊重され、差別されないことを目指しております。個別の国会議員に対する人権審判認定に関する事案については、本市の計画への記述は行いません。</p>	無
P49 その他の人権問題 (北朝鮮による拉致問題)	<p>本計画でも北朝鮮による拉致問題を取り上げるのは重要だと思います。「さまざまな機会を通して市民に対し問題の解決を訴えるなど、全面解決に向けた取り組みに努めます。」と書かれていますが、その通りだと思います。</p> <p>そういう思いがあるなら、具体的に「ブルーリボンバッジ」着用を推進してはいかがでしょうか？私は普段も着用していますが、小千谷市内で他に着けている人を見ることはありません。残念ながらはっきり言って、多くの小千谷市民にとって、他人事であり関心は薄いのだと思います。</p> <p>以前から大多数の市民・国民がブルーリボンバッジを着けていれば、北朝鮮への強い意思表示になったことでしょうし、そういう国民的な後押しがあれば拉致問題は解決していたかもしれないのに、残念です。</p> <p>拉致問題が岸田文雄によって政権の支持率アップの道具に使われ、不完全解決で幕引きされるのではないかと指摘もあるようです。遅きに失した感がありますが、まずは市役所職員が着用し、市民へも着用を働きかけてはいかがでしょうか。</p>	<p>ブルーリボンバッジ着用の推進については、今後の啓発活動の中で検討します。</p>	無

頁・対象箇所	意見等の概要	意見等に対する考え方	計画(案)修正の有無
P51 計画の実現に向けて	3 計画の評価と見直し …について 評価委員会に当事者や当事者団体等を含めることを明示すべきと思いますがいかがでしょうか。	「学識経験者、関係団体及び当事者団体等で構成する」の文言に修正します。	有
P52 数値目標	身元調査についての問いに「ある程度はしかたがない」、「当然のこと」と回答する人の割合でなく、「身元調査は重大な人権侵害であり許されない」と回答する割合でみるべきと思います。アンケート自体も人権啓発です。	5年間における計画の進捗結果の検証を容易とするため、同じ設問としていますが、「身元調査は重大な人権侵害であり許されない」とする回答が増えるように努力します。	無
— その他	人権条例の制定や男女共同参画条例の制定などを旨すことをはっきりと記述した方がいいと考えますが、いかがでしょうか？	条例の制定については、県内他市町村の動向を注視しながら、研究課題としていきます。	無